Ⅷ　市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進

１　市町村が担う事務の共同実施

これまで、府内全市町村が加入する府国保連合会において、事務の共同処理などの実施により、市町村が担う事務の効率化、標準化を図ってきた。

新制度施行後も、資格管理、保険料の賦課・徴収、保険給付などの事務は市町村が引き続き担うことになる一方で、事務の種類や性質によっては、市町村が単独で行うのではなく、より広域的に実施することによって効率化することが可能なものがある。

このことから、市町村が担う事務の広域化・効率化に向け、次に掲げる取組を進める。

（１）被保険者証（通常証）及びその他の証（高齢受給者証等）

　　　平成30年以降の更新分から、被保険者証（通常証）の様式、更新時期及び有効期間等を「別に定める基準」のとおり統一するとともに、府国保連合会において、市町村の意向を踏まえつつ、被保険者証発行業務の共同処理の実施に向けた調整を行う。

また、資格証明書などの資格に関する証や高齢受給者証等の保険給付に関する証の様式統一等については、各市町村の機器更新の時期を踏まえながら、将来的な課題として、引き続き調整会議等において検討を進める。

（２）医療費通知及び後発医薬品差額通知

　　　　医療費適正化の推進を図るともに、将来的に事務の共同化をめざすに当たり、医療費通知及び後発医薬品差額通知については、「別に定める基準」に従い、事務を進める。

（３）レセプト点検

　　　　「柔道整復」及び「あん摩マッサージ、はり・きゅう」の施術に係る国等の議論の状況を踏まえ、府内共通基準の設定の是非について協議の上、新たな共同処理の必要性について調整会議等において検討を進める。

（４）広報事業の共同実施

　　　新制度に関する周知や医療費適正化に関する啓発など、被保険者や関係機関等に対する広報事業について、市町村と協議しながら府及び市町村による共同実施を行う。

（５）その他

上記以外の項目についても実施可能なものがないか、引き続き調整会議等において検討を進める。

また、府は、市町村事務のさらなる広域化、効率化、標準化の推進に向け、関係市町村間の調整を行うほか、保険者努力支援制度における評価につながるよう市町村の取組の底上げやシステム改修等に係る必要な支援を行う。

２　保険給付費等交付金の国保連合会への直接支払い

新制度における市町村の事務負担の軽減を図るため、市町村が保険給付費等交付金の収納事務を国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に委託することで、都道府県が国保連合会に対して交付金を直接支払うことができる仕組みとしていることから、次の費用については、府から府国保連合会へ直接支払いを行う。ただし、出産育児一時金の差額分支給など、現金給付に係る直接支払いについては、政令改正を踏まえて検討する。

　　　①　療養給付費等現物給付（医科、歯科、調剤、訪問看護、柔道整復）

　　　②　特定健診費用

　　　③　出産育児一時金（直接支払制度分）

今回運用追加箇所